

○杉戸町就学支援委員会規則

昭和50年10月3日

教委規則第10号

改正 平成14年4月26日教委規則第11号

(題名改称)

平成17年3月25日教委規則第3号

(題名改称)

平成27年5月29日教委規則第6号

(題名改称)

(設置)

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒の適正な就学に係る教育的支援を行うため、杉戸町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 就学支援委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 杉戸町立小・中学校に就学しようとする者及び在学する者について、障害の種類、程度等を判断すること。
- (2) その他障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関すること。

(組織)

第3条 就学支援委員会は、次の者をもって構成し、委員は杉戸町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 専門医
- (2) 教育職員
- (3) 教育委員会事務局職員
- (4) 児童福祉施設等職員

2 就学支援委員会に、就学に係る教育的支援に関する専門的事項を調査研究するため、専門部会を置き、部員は、委員のうちから教育委員会が選任する。

(任期)

第4条 就学支援委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により、就

任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 就学支援委員会に委員長、副委員長各1人を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、教育委員会の求めに応じて会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 専門部会に部長、副部長各1人を置く。

2 部長、副部長は、部員の互選によって選出する。

3 部長は、部会事務を掌理し、委員長に報告する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は委員長が招集する。

2 会議は、当該構成委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は出席委員の過半数で決する。

4 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 就学支援委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、就学支援委員会に協議し、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年4月26日教委規則第11号)

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日教委規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月29日教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。